

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 情報公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主に対しては、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②1 つ以上の腸地目標を定めた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する 1 項目以上の情報公表が義務づけられており、当院においても行動計画を策定し届出ております。

② 「一般事業主行動計画」の公表

社会医療法人 黎明会 宇城総合病院 行動計画

女性がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 (2021) 年 4 月 1 日～令和 8 (2026) 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1. 管理職に占める女性労働者の割合が 40%以上をキープする。

〈対策〉

(1) 令和 3 (2021) 年 4 月～スキルアップ研修の参加を推進する。(研修案内などを対象者へ周知する)

(2) 令和 4 (2022) 年 9 月～管理職候補の女性職員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施。

(3) 以降、毎年度 (1) ～ (3) を実施する。

目標 2. 有給休暇取得率ワースト部署の有給休暇取得率 52%を 60%以上にする。

〈対策〉

(1) 令和 3 (2021) 年 4 月～勤務支援システムを見直し、個々の有給休暇取得数を「見える化」する。

(2) 令和 3 (2021) 年 4 月～運営連絡会にて毎月の有給休暇取得状況を報告し、有給休暇取得を促す。

(3) 令和 3 (2021) 年 10 月～上半期の有給休暇取得状況を踏まえ、取得率が低い部署へ有給休暇の積極的な取得を促す。

(4) 以降、毎年度 (1) ～ (3) を実施する。

④ 女性活躍に関する情報の公表

管理職に占める女性労働者の割合

	師長・科長・課長・室長以上
診療部	0%
看護部	72.7%
リハビリテーション部	40.0%
コ・メディカル部	66.7%
事務部	45.5%
全体	42.0%

2020/12/1 現在